

## e シールに係る検討会（第 6 回） 議事要旨

### 1 日時

令和 6 年 2 月 5 日（月） 15:00～17:00

### 2 場所

オンライン開催

### 3 出席者

（構成員）

手塚座長、伊地知構成員、伊藤構成員、漆畠構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松構成員、境野構成員、柴田構成員、袖山構成員、中武構成員、濱口構成員、宮内構成員、山内構成員、若目田構成員

（オブザーバー）

デジタル庁、国税庁、経済産業省、一般財団法人インターネット協会（欠席：法務省、日本司法書士会連合会）

（総務省）

山内サイバーセキュリティ統括官、豊嶋大臣官房審議官（国際技術、サイバーセキュリティ担当）、小川サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、酒井サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、宮野サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

### 4 配付資料

資料 6 - 1 事務局説明資料

資料 6 - 2 国際データ連携基盤 Catena-X/Cofinity-X における利用企業の審査・認証・登録のしくみと e シール～日本のトラストサービス基盤整備の必要性～

### 5 参考資料

参考資料 6 - 1 e シールに係る検討会（第 5 回）議事要旨

### 6 議事要旨

#### 1 開会

山内サイバーセキュリティ統括官より開会に当たり挨拶が行われた。

## 2 議題

◆議題（１）「事務局説明」について、事務局より資料６－１に基づき説明が行われた。構成員・事務局からのコメント・質疑応答は以下のとおり。

### （ア）e シール生成者の実在性・申請意思の確認の方法

宮内構成員：物理的・運営的な存在確認について、具体的な確認方法が記載されているが、本当にこれらの方法で物理的・運営的な確認が実施できるのか疑問を感じる。物理的実在性確認としては、登記事項証明書に記載されている住所に郵便物等が届くか等で確認できると思われるがそれで十分なのか。運営的実在性確認として、登記事項証明書に記載の設立年月日から３年以上経過しているか確認することとなっているが、それだけで実際に運営されているかはわからないのではないか。

事務局：CA/Browser フォーラムのガイドラインに基づいて具体例を記載している。小田嶋構成員から補足があればお願いしたい。

小田嶋構成員：法的実在性確認だけでは十分ではないため、CA/Browser フォーラムや ETSI のガイドライン等では物理的・運営的な実在性確認を求めている。物理的実在性確認としては、郵便を利用した送達確認も認められ得ると想定される。運営的実在性確認でいうと、会社の設立と閉鎖を繰り返すような会社が日米欧問わず存在すると認識しており、そういった会社ではないことを確認するために３年を目安にしているという経緯がある。期間として３年が適切かどうかは別の論点となりうるが、いずれにせよ最終的に運営的実在性確認方法としてどう定めるかは実施要項等の細則において検討することになると考えている。

宮内構成員：表題として「物理的」実在性確認、「運営的」実在性確認という用語が過剰ではないかと感じている。今、小田嶋構成員が発言したような趣旨がわかるように記載すべきと考える。

小田嶋構成員：CA/Browser フォーラムの記載を直訳すると、物理的確認、運営的確認となるため、このような記載となっているが、日本での実態に即して記載すべく検討していけば良いものと考えている。

手塚座長：個人的にはこの分類は非常に分かりやすいと思う。

堅田構成員：今の確認方法では、誰が申請したかを正しく把握できるか不安に感じた。申請者を事後的にも明確にできる状態となっていることは重要と考えるがどうか。

小田嶋構成員：堅田構成員の指摘は代表者の申請意思に関するものと思うが、代表者の申請意思の確認については、事務局資料に記載されているとおり、申込者の押印等により確認できると考えている。堅田構成員の指摘は、申請する人と申請する会社、代表者の間の結びつきを確認すべきというご指摘だと理解している。

伊地知構成員：確認方法の具体例については、実施要項の検討時において検討を深めていくとしても、指針に記載すると定着するおそれがあるため、具体例との記載は不適切ではないか。＜e シール生成者の申請意思の確認方法の“イメージ”＞などとすべきではないか。

手塚座長：事務局案で進めることとしたい。

(イ) 認証局の秘密鍵の管理に係る基準

山内構成員：方向性に異論はないが、HSMに限らず「様々な技術基準については技術の進捗や国際動向等を踏まえて更新する」という点を明記した方が良いと思う。次に、5. 2 中長期的なトラストサービスの在り方に関する検討において、「各省庁を横串的・包括的なトラスト基盤の構築に向けた技術基準のあり方を議論する」という点も明記すべきと思う。電子署名及び認証業務に関する法律に基づく HSM 等の技術基準の詳細は、法令や告示ではなく、デジタル庁統括官及び法務省民事局長からの JIPDEC 会長への通知文にしか記載されておらず、その内容は、主務省が 3 省であった 20 年前からほとんど変更されていない。このような経緯を踏まえ、改めて、認証局などトラストサービスの技術基準を日本としてどのように定めるか、どのように更新していくかを、政府全体として横串的に議論しなければならないと考えている。その中で、国内基準を新たに策定できないのであれば、海外の技術基準を引用することとして、それらをどのように参照すべきか、順をおって議論していくべき事項ではないか。

事務局：頂戴したご指摘は、中長期的な課題として認識した。

手塚座長：事務局案で進めることとしたい。

(ウ) e シール生成者の秘密鍵の管理に係る基準

漆畷構成員：利用者の秘密鍵の管理について、指針では何も改正しないとされている。本検討会の議論により e シールの保証レベルを当初考えていた 3 段階から 2 段階に変えることとしたが、保証レベルに応じた管理が変わるのではないか。この点を触れなくていいのか事務局の考えを伺いたい。

事務局：（事務局資料中の）骨子案に赤字で記載している部分は主な改正箇所であり、これ以外にも必要な修正は行う。

漆寫構成員：認定対象ではないのであれば秘密鍵の管理は厳格でなくとも良いと思うが、認定対象についても柔軟に対応できると良いと思う。

柴田構成員：現在の「eシールに係る指針」で、「利用者の秘密鍵の複製も望ましくない」と記載されている点に関連して、利用者に鍵を提供した時点で認証局側は消去すべきではないかと思う。

漆寫構成員：柴田構成員の利用者の秘密鍵の消去に関する意見についてだが、そこまで拘らなくてもいいのではないか。何か問題が生じれば証明書を失効させることになるため、利用者の鍵が認証局側に残っていても問題なく、過度に厳格なルールを求めない方が良いかと思ったがどうか。他の委員の意見を伺いたい。

宮内構成員：漆寫構成員のご指摘通りだが、告示等で決めるのではなく、認証局と利用者との間の規約で定めることでも良いと思う。何か問題が生じる場合は認証局が利用者の秘密鍵でeシールを生成した場合と想定される。基本的に認定認証局ではそのようなことはないので規約に記載すればよいと考える。利用者が自分ではなく認証局が署名したと主張する場合にどう対応すべきかが重要である。

伊地知構成員：利用者の鍵を配布後に認証局で使うことはあるかについて意見を伺いたい。そのようなケースが無いのであれば、利用者の鍵は消去されることが望ましいが、認証局は利用者の鍵を使ってはならないと規約を設けることでも良いと思う。

漆寫構成員：鍵ペアの生成について、利用者側が生成する方法と認証局側が生成する方法の2通りがあり、それぞれのルールは考えておく必要がある。利用者側が鍵ペアを生成するケースについては、秘密鍵の消去の義務は発生しない。一方、認証局側が利用者の鍵を生成する場合には、配布後適切に消去する等の要件は別途定めておく必要がある。

伊地知構成員：通常は認証局側で廃棄や消去する手続きや処理がなされるものと思う。このようなルールまで規定に含める必要はないのではないかと思う。

柴田構成員：今回の検討会の論点は「eシールに係る指針」の改定の話と認識しており、告示にどう書くべきか、については論点ではないと認識している。そういった意味で、複製は望ましくないと書いてあることに対して、利用者によっては消去に関する検討の必要性

等の留意事項は書いておいた方がよいのではないか。

手塚座長：最終的には CP/CPS への書きぶりで問題になる事項である。CP/CPS への記載方と鍵管理については非常に大事なものであるのは間違いない。指針レベルでどう表現すべきかについては、来年度の実施要項の策定にあわせて再度議論することになるということでもいいか。「e シール生成者の秘密鍵の管理に係る基準」という論点について意見があれば指摘願いたい。

漆畷構成員：「e シール生成者の秘密鍵の管理に係る基準」という論点については、保証レベルの分け方について一部更新することであるため、その方針で構わない。

手塚座長：認証局側で生成した秘密鍵の消去について、指針に留意事項として記載することに異論があれば指摘頂きたい。異論がないため指針に追記することとしたい。

(エ) e シール用電子証明書の失効要求

柴田構成員：「電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたとき」と記載されているが、これには対象事業者の廃業、サービス料金不払い等は含まれているか。

事務局：電子署名法での運用がどうなっているかは確認するが、具体的な内容は来年度の実施要項等の検討の中で議論することを考えている。

柴田構成員：廃業した事業者が通知をせずにいなくなったときに困るのは認証局である。そういう場合に CA が失効できることが記載されていればよい。確認をお願いしたい。

袖山構成員：e シール用電子証明書は、組織や法人等を証明する電子証明書なので、法人を解散や法人登記の抹消、インボイス登録番号の取りやめ等、証明書に記載されているプロフィールの内容に変更があった場合には、証明書に記録された内容と異なることが生じ、事実と異なることになるが、ある程度の職権で失効要求しないと本人性を確保できないと考えられる。電子署名法の施行規則に書かれている「一定の場合」をより具体的に、それを認証局の努力義務とするのか、あるいは認証局のやるべき確認業務とするのかを記載してもらった方が本人性の確保がより確実にできるようになるのではないかと考えている。

漆畷構成員：申請内容に不正があった場合や利用者側の責によって失効させるようなケースのことが記載されているが、それだけではなく、認証局が誤発行したものを失効せざるを得ないケースも出てくるように思ったが、そのようなケースではどう対応することにな

るのか、事務局の見解を伺いたい。

事務局：電子署名法での扱いを確認したい。

堅田構成員：失効の効果がどこから有効になるのかについて、電子署名の事例を把握できていないが、失効の判断をした時点から将来にわたって失効するケースと申請時に遡って失効するケースなど、ケースによって受け手側がどのように対応すべきなのかを明確にしておきたい。例えば、受け手側は認定の e シールでなくてよいと判断しているが、発行者の都合で認定 e シールを利用している場合で、認定 e シールとしては失効したケースなどを考えた場合、当該 e シールを使い続けてはいけいいのか、何らか記載の内容が変わるのか、切り替えが必要とすればどういうタイミングでどう変えていくのかなども明確にしておきたいと感じる。今後の整理をお願いしたい。

漆畠構成員：電子署名法では、遡って失効することはなく、失効申請があればその時期以降に失効させる、という形になっている。

手塚座長：事務局案で進めることとしたい。

#### (オ) 認定制度の在り方

山内構成員：意見を 3 つ申し上げる。まず、有効期間を 2 年としたいという事務局案について指摘したい。企業やトラストサービス事業者がやりたくないがやらないといけなかったのが法規制であり、その場合に発生するのがコストである。しかし、今回の e シールは任意の制度なので、コストよりも認定を受けることによるベネフィット（国による信頼性の向上）が上回っている必要がある。そのため、有効期間が 1 年ではコストが高くなるから 2 年にするというコスト論を押し出すのは、ロジックとして説明しづらいのではないかと考える。2 つ目に、認定後のサーベイランス審査はしなくて良いのか。認定が更新される 2 年間にサーベイランス審査等を行うことを検討すべきと思う。3 つ目として、トラストサービスプロバイダ、つまり、認証業務を行う事業者のコストを減らしていこうと考えるのであれば、既存の民間の適合性評価制度の活用も検討していくべきである。例えば、外国の制度の CA ブラウザフォーラムにおける WebTrust 監査でも、JIPDEC が行っている JIPDEC トラステッド・サービス登録でも、使えるものがあれば、それらを使い総務大臣認定における国としての審査の工数を減らしていくことも、コスト削減に繋がるのではないかと考える。

手塚座長：2年間ということに対する技術的問題点・運営的問題点等について検討していく必要があると思う。頂戴したご指摘を踏まえ、検討を進めたい。

濱口構成員：①有効期間を2年とすることの理由としてコストが挙げられているが、コストを理由にするとeシールだけではなくて他の制度でも認定にかかるコストが利用者の負担に関わっていることが言えるため、記載法には気を付けてほしい。②指定調査機関のビジネスとして成り立つのかは重要な観点である。タイムスタンプでは3社が認定を受け、監査されていると思うが、指定調査機関としてビジネスが成り立っているのかについて意見があれば頂戴したい。③既存制度の活用について、監査や評価結果を活用して認定制度を運用していきつつ、他の制度（例えば、eシールの認定制度の結果をAdobeの制度やウェブトラスト等で認めてもらう等）で活用してもらうこともありえるため、きちんと認定制度を作っていくべき。④認定を取り消された場合のeシールの効力について、eシール用電子証明書を失効することとしたいと記載されているが、失効以前にeシールが打たれたものが検証できる基盤の整備について、来年度以降の議論で検討していくべきである。実際に発行したeシールについて何らかの疑義が生じた場合、身元確認や実在性確認が必要となるが、廃業していた場合に確認に用いた資料などの記録がなくならないようにすべく、議論すべきと思う。

山内構成員：2年に1度の審査で、指定調査機関としてビジネスが成り立つかという点については、電子署名及び認証業務に関する法律の实地調査は毎年行っており、それでなんとかビジネスを回しているという状況である。JIPDECの公開資料を読んでもらえばわかると思うが、正直赤字であり、他の予算をやりくりしつつ、何とかやってきているところである。实地調査が2年に1回ということであれば、調査手数料を増額せざるを得ないと思う。適格トラストサービスについては、eIDAS規則に基づく監査は2年以内だが、その間に年にETSIの規格に基づく第三者監査等を行っていると聞いている。同様に、サーベイランス審査を1年目に行うなどを組み合わせれば、調査手数料を増額しなくても済むかもしれない。ただし、厳密な議論ではないので、あくまでイメージとしてご理解頂きたい。

伊地知構成員：調査手数料は公表しているが、新規申請は380万円弱、更新申請は270万円弱である。認定数は既に認定を受けた会社が3社ある。そのため掛け算をすれば収益の規模は分かると思う。調査を複数人で行うとともに、それなりの期間がかかるため、指定調査機関のビジネスが成り立つかは非常に厳しいと言わざるを得ない。認定期間を2年とすることに、認定される企業のコストに言及しないのであれば、同様に仮に調査機関が成り立たないので1年にするという判断もあり得ないのではないか。コスト以外の観点で認定期間を定めるべきと思う。タイムスタンプは、毎年監査を行うことと併用して、認定の有効期間を2年として制度が開始されているが、このあたりをどのように評価するのか。

e シールはタイムスタンプを参考にして検討していくのがよいのではないか。

手塚座長：事務局案で進めることとしたい。

(カ) 最終とりまとめ（案）の骨子案

柴田構成員：最終とりまとめ（案）の骨子案について指摘したい。①今回の検討会のスコープは、e シール用電子証明書を発行する認証局であったことを明確にしてほしい。リモート e シールはスコープ外ではあるが、リモート e シールの節が設けられている。スコープ外であることとリモート e シールについては今後の検討が必要ということに記載することが重要と思う。4. 8では、リモート e シール方式における利用認証とあるが、「利用認証」という用語の意図をご説明頂きたい。②今後の課題に関して、総務大臣認定を取得することで、Adobe の AATL を取得できるのか等、仕組みについて検討し、その点をここに盛り込むのが良いと思う。③最後に、法人の実在性確認におけるベース・レジストリについても言及頂くのが良いと思う。

事務局：①「リモート e シールにおける利用認証」という記載については精査したい。また、リモート e シール生成事業者に係る論点などについては、電子署名法におけるリモート署名の検討状況を踏まえながら検討する必要があり、その旨を記載していきたい。②と③の指摘については、最終とりまとめ案において言及するかを検討する。

◆議題（2）「関係者ヒアリング」について NTT コミュニケーションズ株式会社境野氏より資料 6-2 に基づき説明が行われた。構成員・事務局からのコメント・質疑応答は以下のとおり。

漆畠構成員：日本以外の諸外国の進み具合についてご教示いただきたい。

境野構成員：中国もアメリカも日本と同等で、トラスタンカーの相互承認ができていないと聞いている。国によりトラストサービスのあり方等が異なるため、Catena-X としてはそれぞれの国に応じたトラストの基盤を作ってもらい、それに対して相互承認する仕組みをこれから検討しようという話になっている。

小田嶋構成員：喫緊の課題と認識した。こうした点を進めないと、日本企業が不利益を被る懸念もあるため、危機感を共有する上で本日のご発表は有り難かった。

境野構成員：Catena-X と Cofinity-X が日本の法人番号が良いと言っているが、許認可の権限を外国企業に委ねていることは非常に不安に思っている。

手塚座長：すべてのデータが日本ではなくドイツに吸い上げられてしまっている。日本の法人番号やそれを誰が使っているかなどのデータを資源として考えた場合、日本の情報が吸い上げられている点は、日本にとって不利益といえる。

宮内構成員：相互承認はぜひ進めたいが、少し心配な点として日本の e シールの推定効が挙げられる。欧州の適格 e シールは発行元と非改ざん性の推定が得られるところ、日本の法体系ではそこまでいかない。したがって、相互承認が得られれば日本にとっては有り難いが、欧州はそうに感じない可能性もある。しかし、トラストアンカーに紐付けられるかどうかポイントなので、推定効がなくても話は進むかもしれない。この点について意見があれば伺いたい。

境野構成員：EU の企業は日本企業についてもカーボンフットプリント等、サプライヤーからまがい物ではない正確なデータを出してほしいと考えている。EU は、EU と同じ方法で簡潔にトラステッドにデータを収集したいと考えているのは明らかである。そのため EU 企業も是非相互承認してほしいと思っている。相互承認のあり方については専門家のご指摘を頂戴したい。

手塚座長：日本としても、EU の eIDAS 規則に対応するデジタルトラスト法（仮称）は将来的に必ず必要になると考えている。過去に GDPR と個人情報保護法でも同様の問題が起こった。GDPR は、EU では個人情報だけではなく一般データと言っているが、そこで定義した機微データをサイバー空間上で安心・安全に移動させるためのものが eIDAS 規則といえる。欧州では GDPR と eIDAS 規則の両輪でできているが、日本では片方の eIDAS 規則に相当するものができていない。今後日本においては主権についての考え方を整理する必要があると考えている。相互承認の議論は最終的には GtoG の条約まで必要な話と思う。そのために日本としてしっかり検討していく必要があると考えている。

境野構成員：GtoG できちんとルール化されていくことが重要と思う。政府間で交渉したルールを整備した基盤ができていると安心なので、皆で議論を進めたい。

若目田構成員：①Catena-X に関して、日本の自動車部品サプライヤーに不利益が生じているのか。②データの正確性についても言及があったが、トラストサービスよりも深い要件が求められているのか。

境野構成員：①Cofinity-X と契約している日本企業は NTT のみ。そのため本日ご説明した不利益を被っているのは NTT のみとなるが、他の日本企業はデータの交換がなされない

こととなり、結果として Catena-X に参加していないということが不利益、損失とも考えられる。②信頼する仕組みとしてコネクタが非常に重要であり自らの証明書や属性情報が紐づく。通信を全自動で行い、相手を承認したときだけデータが全自動で開示される仕組みがある。コネクタと認証基盤と ID がセットになって一つのインフラとなっている。

濱口構成員：相互承認はまだハードルも高く、時間も要するものと思う。そのため現実的には個別合意かと思う。同等の制度があれば、Catena-X と日本のデータ基盤 Ouranos で何らかの個別合意はできるかと思う。その際に法的要件はそれほど求められないと思うが、仕組みの同等性は厳格に求められると思う。そのため、適格 e シールであれば秘密鍵の保護環境が課題となる。日本の e シールの認定制度は認証局を主眼としていて発行先の秘密鍵の保護環境に、欧州における QSCD のようなものを必須要件としない運用になっている。仕組みの同等性を確保するためには、セキュアなトークンによる検証が可能である必要がある。そうでないと秘密鍵の管理方法が個別合意にあたっての足かせになってしまう。

境野構成員：Gaia-X は様々なルールを定めているが、実際の運用がどうなっていくかを見守りたい。

手塚座長：三層構造において、中間レイヤーの「データ流通層」でも相互承認の議論が必要ということだと思し、それは下のトラストサービス層もまったく同じというのがわかった。相互承認については、全レイヤーで議論を進めることが必要と考えている。

### 3 閉会

事務局から、次回の日程について説明。

次回日程：3月4日（月）15時～17時

以上